

## 地方分権・税制抜本改革のあり方に関する資料(2) 目次

資 料 名	資料番号	頁
1 国と地方との行政事務の分担	1	1
2 都道府県・市町村の目的別歳出決算（平成20年度普通会計）	2	2
3 東京都の目的別歳出決算（平成20年度普通会計）	3	3
4 都の医療・福祉関係予算（平成23年度一般会計）	4	4
5 10年後の東京（医療施策）	5-1	5
地域医療を担う医師養成事業	5-2	6
6 10年後の東京（高齢者施策）	6-1	7
高齢者の新たな「すまい」のあり方を東京から発信	6-2	8
7 10年後の東京（子育て施策）	7-1	9
都市の多様なニーズに対応した保育サービス等の拡充	7-2	10
8 これからの子ども・子育て支援施策に関する提言（全国知事会）	8	11
9 第1次一括法の概要	9	12
10 出先機関原則廃止に向けた検討の状況（全国知事会）	10	13
11 「社会保障・税一体改革成案」について（全国知事会）	11	16
12 地方税財源の確保・充実等に関する提言（全国知事会）	12	17

## 国と地方との行政事務の分担

分野	国	地 方	
		都道府県	市町村
公共資本	<input type="radio"/> 高速自動車道 <input type="radio"/> 国道（指定区間） <input type="radio"/> 一級河川	<input type="radio"/> 国道（その他） <input type="radio"/> 都道府県道 <input type="radio"/> 一級河川（指定区間） <input type="radio"/> 二級河川 <input type="radio"/> 港湾 <input type="radio"/> 公営住宅 <input type="radio"/> 市街化区域、調整区域の決定	<input type="radio"/> 都市計画等（用途地域、都市施設） <input type="radio"/> 市町村道 <input type="radio"/> 準用河川 <input type="radio"/> 港湾 <input type="radio"/> 公営住宅 <input type="radio"/> 下水道
教育	<input type="radio"/> 大学 <input type="radio"/> 私学助成（大学）	<input type="radio"/> 高等学校・特殊教育学校 <input type="radio"/> 小・中学校教員の給与、人事 <input type="radio"/> 私学助成（幼～高） <input type="radio"/> 公立大学（特定の県）	<input type="radio"/> 小・中学校 <input type="radio"/> 幼稚園
福祉	<input type="radio"/> 社会保険	<input type="radio"/> 生活保護（町村の区域） <input type="radio"/> 児童福祉	<input type="radio"/> 生活保護（市の区域） <input type="radio"/> 児童福祉 <input type="radio"/> 国民健康保険 <input type="radio"/> 介護保険
衛生	<input type="radio"/> 医師等免許 <input type="radio"/> 医薬品許可免許	<input type="radio"/> 保健所	<input type="radio"/> 上水道 <input type="radio"/> ごみ、し尿処理 <input type="radio"/> 保健所（特定の市）
その他	<input type="radio"/> 防衛 <input type="radio"/> 外交 <input type="radio"/> 通貨	<input type="radio"/> 警察 <input type="radio"/> 職業訓練	<input type="radio"/> 戸籍 <input type="radio"/> 住民基本台帳 <input type="radio"/> 消防

地方交付税制度研究会編「平成 22 年度 地方交付税のあらまし」より抜粋  
 （ただし、衛生分野を追加し、福祉の一部を衛生に含めた。）

## 都道府県・市町村の目的別歳出決算(平成20年度普通会計)

(単位:百万円)

区分	都道府県	市町村純計額	合計
歳出合計	47,348,951(69%)	48,388,410(69%)	95,737,361(69%)
...	...	...	...
民生費	5,495,977(84%)	13,934,738(57%)	19,430,716(65%)
(社会福祉費)	1,939,125(82%)	3,541,386(57%)	5,480,511(38%)
(老人福祉費)	2,210,114(96%)	2,906,710(88%)	5,116,825(91%)
(児童福祉費)	1,103,485(70%)	4,742,790(55%)	5,846,276(58%)
(生活保護費)	238,889(44%)	2,740,440(27%)	2,979,329(29%)
(災害救助費)	4,362(73%)	3,410(62%)	7,772(68%)
...	...	...	...
衛生費	1,396,454(69%)	4,104,201(76%)	5,500,656(74%)
(公衆衛生費)	1,223,667(42%)	1,888,721(79%)	3,112,388(65%)
(結核対策費)	5,513(60%)	15,721(83%)	21,235(78%)
(保健所費)	118,120(98%)	107,434(94%)	225,554(96%)
(清掃費)	49,153(43%)	2,092,324(72%)	2,141,477(72%)
...	...	...	...
教育費	11,057,739(76%)	5,155,672(76%)	16,213,412(76%)
(教育総務費)	1,932,113(76%)	683,524(90%)	2,615,637(80%)
(小学校費)	3,690,364(73%)	1,200,684(67%)	4,891,059(72%)
(中学校費)	2,105,718(73%)	700,985(65%)	2,806,703(71%)
(高等学校費)	2,129,646(82%)	159,172(85%)	2,288,819(82%)
(大学費)	168,756(83%)	64,758(60%)	233,515(77%)
(社会教育費)	167,694(78%)	1,014,540(82%)	1,182,234(81%)
(保健体育費)	111,125(76%)	1,084,676(76%)	1,195,802(76%)
(その他)	752,309(82%)	247,330(82%)	999,639(82%)
...	...	...	...

※括弧内は、一般財源の充当割合を示している。

※都道府県の公衆衛生費は、公衆衛生費・精神衛生費・環境衛生費・医薬費を合算している。

総務省「平成20年度 地方財政統計年報」より作成

## 東京都の目的別歳出決算(平成20年度普通会計)

(単位:百万円)

区分	歳出額	一般財源充当額(割合)
歳出合計	6,911,263	75%
...	...	...
民生費	714,083	84%
(社会福祉費)	306,558	84%
(老人福祉費)	212,430	93%
(児童福祉費)	168,904	72%
(生活保護費)	24,909	89%
(災害救助費)	1,279	95%
...	...	...
衛生費	201,027	80%
(公衆衛生費)	181,102	83%
(結核対策費)	434	57%
(保健所費)	8,214	66%
(清掃費)	14,023	36%
...	...	...
教育費	905,902	82%
(教育総務費)	234,176	92%
(小学校費)	276,729	73%
(中学校費)	151,974	75%
(高等学校費)	139,088	87%
(大学費)	20,413	100%
(社会教育費)	6,945	90%
(保健体育費)	9,629	82%
(特殊学校費)	67,014	80%
...	...	...

※公衆衛生費は、公衆衛生費・精神衛生費・環境衛生費・医薬費を合算している。

総務省「平成20年度 地方財政統計年報」向け東京都提出資料に基づき作成

## 都の医療・福祉関係予算(平成23年度一般会計)

(単位:百万円)

予算科目		予算額	一般財源充当率	主な事業・用途	
福祉保健費	医療政策費	医療政策費	22,667	64.6%	・救急医療対策 ・公立病院運営費補助 ・リハビリテーション医療
		医療人材対策費	4,044	51.2%	・養成対策 ・確保対策
		小計	26,711	62.6%	
	高齢社会対策費	介護保険費	101,969	99.6%	・介護保険給付費負担金等
		高齢福祉費	41,045	53.5%	・シルバーパスの交付 ・介護職員処遇改善等 臨時特例交付金事業
		高齢福祉施設費	7,471	90.1%	・特別養護老人ホーム 経営支援事業
		介護保険施設費	1,556	-31.2%	・ナーシングホーム
		高齢者病院費	14,959	53.1%	・地方独立行政法人 健康長寿医療センター への支援
		小計	167,000	86.1%	
	少子社会対策費	子供家庭福祉費	75,329	64.2%	・児童手当の支給 ・子育て推進交付金 ・児童育成手当の支給
		児童相談所費	1,322	71.0%	・児童相談所 ・付設一時保護所
		児童福祉施設費	56,016	71.2%	・保育所 ・民間施設等
		女性福祉費	1,031	59.1%	・婦人保護施設
		小計	133,698	67.1%	
	...	...	...		
総額		908,646			

※各予算科目について、管理費は除いている。

東京都「平成23年度一般会計予算説明書」より作成

「10年後の東京」の姿

- 患者中心の医療を担う臨床能力に優れた医師が、さまざまな診療科で活躍している。
- 救急医療基盤が充実し、安心して医療を受けられる体制が確立している。

これまでの主な取組と到達点

◇ 「こども救命センター※1」、「スーパー総合周産期センター※2」を各4施設指定し、小児医療の基盤と母体救命体制を強化

※1 こども救命センター：他の医療機関では救命治療の継続が困難な小児重症患者を必ず受け入れ、小児専門の高度医療を行う施設  
 ※2 スーパー総合周産期センター：緊急に母体救命対応が必要な妊産婦を必ず受け入れる施設

◇ 救急患者の迅速な受入れのため、「救急医療の東京ルール」を導入（平成21年度）

<救急医療の東京ルール（抜粋）>

- ルール1 救急患者の迅速な受入れ：地域の救急医療機関が協力・連携して受け入れる。
- ルール2 「トリアージ」の実施：救急医療の要否や診療の順番を判断する「トリアージ」を救急のさまざまな場面で実施する。
- ルール3 都民の理解と参画：救急医療を守るため、都民一人ひとりが適切な利用を心がける。

◇ 医師等の育成・確保に向け、都独自の対策を実施

- ・東京医師アカデミーにより、医師約300人を育成（平成20～22年度）
- ・地域医療を担う医師の確保・養成のため、都独自の医師奨学金制度を創設（平成21年度）
- ・東京看護アカデミーにより、都立病院全体で新卒看護師約500人の育成等を実施（平成22年度）



東京看護アカデミーでの実習風景

◇ 自殺に関する相談体制の強化

- ・自殺に関する悩みを受け止め、問題に応じ専門機関につなぐ相談窓口として「東京都自殺相談ダイヤル～こころといのちのほっとライン～」を設置（平成22年度）

3年後の到達目標

- NICU（新生児集中治療管理室）を320床に増床（平成26年度）
- 看護職員不足2,623人（平成23年時点）を解消（平成23～27年）

3か年の主要事業の展開

緊急時等に迅速・適切な医療を提供

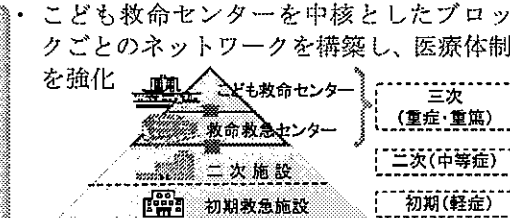
周産期医療

- ・NICU等への運営支援や増床に対する整備助成により、着実に整備を推進
- ・在宅移行訓練のための専用病床の確保等により、NICU長期入院児等の円滑な退院を促進



都立病院のNICU

小児救急医療



小児救急医療体制のイメージ図

救急医療

- ・地域の医療機関と連携して救急患者の受入れを調整する「東京都地域救急医療センター」を二次保健医療圏ごとに確保し、地域の救急医療体制を強化
- ・東京ルールの推進と併せて救急隊を増隊し、現場到着時間の地域間格差を是正

施策のポイント

- 医療機関等の機能・連携強化と、医療人材育成等の取組により、都民の生命と健康を守る体制整備を推進

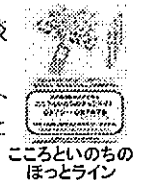
心身の健康を生涯にわたってサポート

がん対策

- ・がん対策を分析評価し、さらなる強化を図るため、都内の罹患・治療情報等を一元的に把握する「地域がん登録」を開始
- ・がん診療連携拠点病院等を34か所指定し、専門的治療、緩和ケア、相談支援等を総合的に提供するとともに、都内のがん医療水準の向上を推進

自殺対策

- ・受付時間の延長など、自殺相談ダイヤルの機能を強化
- ・生活困窮者等のハイリスク者への支援等、地域特性を踏まえた区市町村の取組を推進



在宅医療

- ・在宅医療の推進のため、病院スタッフと在宅医等との相互研修や、地域での医療と介護の連携・調整窓口の設置促進等を実施



さまざまなニーズを支える医療人材を育成・確保

医師

- ・周産期（新生児）専門医を育成し、NICU等での新生児医療の中核となる人材を確保
- ・地域医療の支援に意欲を持つ医師を、「東京都地域医療支援ドクター」として医師不足が深刻な多摩・島しょ地域の公立病院等に一定期間派遣

看護職員

- ・二次保健医療圏ごとに就業協力員を2人ずつ配置し、地域の病院の看護師確保を支援
- ・首都大学東京に助産学専攻科を設置し、より質の高い助産師を育成（平成24年度開講）

## 地域医療を担う医師養成事業

東京都地域医療医師奨学金	
趣 旨	将来、都内の医師確保が必要な地域や診療科に医師として従事しようとする者に対して、地域医療医師奨学金を貸与し、都内の医師の確保が必要な地域や診療科等の医師の確保及び質の向上に資する。
概 要	特別貸付
	一般貸付
概 要	<p>(対象)</p> <p>都が指定する大学（平成23年度は順天堂、杏林、東京慈恵会医科の各大学。この制度のための合格枠を設けている。）への入学者で、将来都内の医師確保が必要な地域や診療科等に従事する意思がある者</p>
	<p>(対象)</p> <p>都内の医学部在学の5・6年次生のうち、将来都の行政的医療に従事する意思がある者</p>
概 要	<p>医師免許取得後、地域や診療科（小児医療、周産期医療、救急医療、へき地医療）ごとに定める病院等で、貸与期間の2分の3に相当する期間（初期臨床研修期間を含む）、医師の業務に従事した場合、奨学金の返還を免除する。</p>
	<p>初期臨床研修終了後、地域や診療科（小児医療、周産期医療、救急医療、へき地医療）ごとに定める病院等で、貸与期間の2分の3に相当する期間、医師の業務に従事した場合、奨学金の返還を免除する。</p>
実施主体	都
予算※	<p style="text-align: center;">291百万円</p> <p style="text-align: center;">（うち地域医療再生基金からの繰入金211百万円）</p>
	<p style="text-align: center;">132百万円</p> <p style="text-align: center;">（都単独）</p>

※予算は、平成23年度東京都予算（案）「平成23年度主要事業」（平成22年12月）より作成

「10年後の東京」の姿

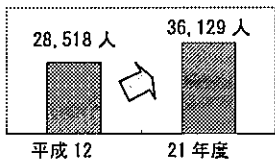
- 最先端の研究成果や技術開発を活かしたサービスの利用により、高齢者の地域における健康で自立した生活が実現している。

これまでの主な取組と到達点

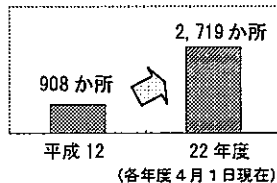
◇ 高齢者の地域での生活を支える介護サービスを提供

- ・ 特別養護老人ホーム等の整備が十分に進んでいない地域での設置促進を図り、都全体の整備水準を向上させるなど、施設サービスを充実
- ・ 多様な事業者の参入により、訪問介護サービスが飛躍的に増加するなど、地域での暮らしを支える在宅サービスが拡大

特別養護老人ホーム定員数



訪問介護事業所数



◇ 認知症に対する総合的な施策を推進

- ・ 認知症高齢者グループホームの整備  
1,461人分 ⇒ 4,789人分  
(平成15年度末) (平成21年度末)
- ・ 高齢者の日常生活を地域で支えるかかりつけ医に対して、認知症対応力向上のための研修を実施
- ・ かかりつけ医への助言等の支援を行う認知症サポート医を260人養成(平成21年度末)

◇ 住宅・福祉施策が連携した、高齢者の新たな「すまい」のあり方を東京から発信

- ・ ケアが必要となっても地域で安心して暮らし続けることができる「東京モデル」を創設

3年後の到達目標

- 高齢者の新たなすまい「東京モデル」を整備
- 認知症高齢者グループホームの定員7,200人分を整備(平成23年度)

3か年の主要事業の展開

- ※1 認知症疾患医療センターの役割
- ・ 的確な診断や評価等の専門医療の提供
  - ・ 地域包括支援センター等、地域の関係機関との連携体制の構築
  - ・ 認知症医療に係る人材の育成

医療と介護の連携を強化し、切れ目のないサービスを提供

- 認知症における医療・介護連携の推進役となる認知症疾患医療センター※1を指定
  - ケアマネジャー※2を対象に医療知識に関する研修等を実施
- ※2 介護サービス計画の作成等を行う専門職

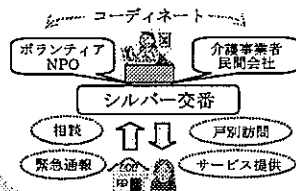
介護サービス基盤の整備促進

- 認知症デイサービスセンターにおいて早朝・夜間の延長を実施し、在宅生活を支援
- 認知症高齢者グループホームや特別養護老人ホーム等の設置が十分に進んでいない地域の整備を重点的に支援

施策のポイント

- 医療・介護・生活支援サービスの連携を強化し、ケアが必要になっても、地域で安心して暮らし続けられる仕組みを構築

シルバー交番のイメージ図



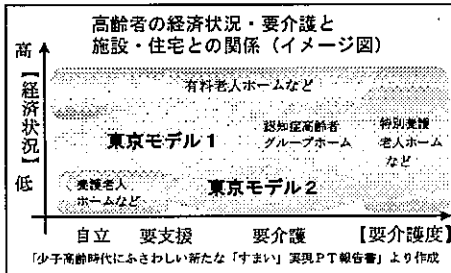
地域における相談・見守り機能強化

- 【東京モデル3】シルバー交番設置事業
- ・ 地域における24時間365日ワンストップサービス窓口の機能を担うシルバー交番の整備を促進
- ⇒ 60か所を整備(平成22・23年度)

高齢者

高齢者のニーズに応じたケア付きすまいの整備を促進

- 【東京モデル1】ケア付きすまい(賃貸住宅)
- ・ 適切な負担で入居でき、バリアフリー化や緊急時対応等のサービスの質が確保された賃貸住宅を整備
- ⇒ 約6,000戸を整備(平成21~26年度)
- 【東京モデル2】都市型軽費老人ホーム
- ・ 地価が高い大都市の実情を踏まえ、居室面積要件を緩和した都市型軽費老人ホームを整備
- ⇒ 2,400人分を整備(平成22~24年度)



人の支え・技術の支え

- 訪問リハビリテーションの専門人材を育成するための研修を実施し、在宅療養を支える人材を確保
- アルツハイマー病の治療法の早期確立に向け、ワクチン療法の研究開発を推進
- 高齢者医療と研究の拠点として、先端医療を提供する健康長寿医療センターを整備



## 高齢者の新たな「すまい」のあり方を東京から発信

	東京モデル1 (ケア付き住まい)			東京モデル2	東京モデル3
事業名	東京都医療・介護連携型高齢者専用賃貸住宅モデル事業	東京都高齢者向け優良賃貸住宅供給助成事業	東京都サービス付高齢者専用賃貸住宅供給助成事業	都市型軽費老人ホーム	シルバー交番設置事業
趣 旨	医療や介護が必要になっても安心して住み慣れた地域で住み続けることができる住まいの充実を図る	中堅所得者層が、適切な負担で入居でき、バリアフリー化や緊急時対応等のサービスの質が確保された賃貸住宅の提供	中堅所得者層が、適切な負担で入居でき、バリアフリー化や緊急時対応等のサービスの質が確保された賃貸住宅の提供	地価が高い大都市の実情を踏まえ、居室面積要件を緩和した都市型軽費老人ホームの提供	24時間365日ワンストップサービスの窓口を設置し、高齢者に安全で安心な暮らしを提供
概 要	整備費補助	整備費補助、家賃補助、供給計画策定費補助	整備費補助	整備費補助、運営費補助(上乗せ、横だし)	運営費補助
	医療・介護サービスを提供する事業所を一体として新規に整備又は既存建築物を改修して整備する事業に対し、都と国の補助が重複する部分について差額を補助。	○整備費のうち共同施設等整備費と加齢対応構造整備費を国45%、都27.5%、区市町村27.5%割合で補助。 ○家賃のうち、設定家賃から入居者負担額の差額を国45%、都27.5%、区市町村27.5%割合で補助。	整備費のうち住宅共用部分整備費と加齢対応構造整備費を国45%、都27.5%、区市町村27.5%の割合で補助。	○整備費補助 国は、事業者整備型に交付金で補助。都はそれに補助金を上乗せ。さらに、都はオーナー型に単独補助。 ○運営費補助 設置主体に対し、運営費を都は単独補助	在宅高齢者の生活実態を把握する「シルバー交番」の設置経費や緊急通報システムの設置経費を、国45%、都27.5%、区市町村27.5%割合で補助。
実施主体	都	区市町村	区市町村	○整備費補助は区市町村 ○運営費補助は都	区市町村
予算 <sup>※1</sup>	249 百万円	261 百万円	248 百万円	1,123 百万円 ※交付金は国から直接区市町村へ配分	246 百万円

※1 予算は、平成23年度東京都予算(案)「平成23年度主要事業」(平成22年12月)より作成

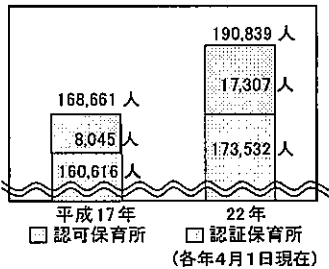
「10年後の東京」の姿

- 保育サービスを拡充し、待機児童を解消している。
- 子育てと仕事が両立できる雇用環境が整備されている。
- 子育て家庭の孤立化を防ぎ、社会全体で子育てを支援している。

これまでの主な取組と到達点

- ◇ 認証保育所など都独自の取組を推進し、保育所定員を拡充

・5年間で22,178人分の定員を拡充  
(うち9,262人分は認証保育所により拡充)



認証保育所の様子  
(写真提供) キッズスクウェア丸の内東京ビル

- ◇ 子供と家庭のあらゆる相談に応じる子供家庭支援センターを58区市町村で整備

・うち49区市町は虐待予防機能を併せ持つ先駆型子供家庭支援センターとして整備

- ◇ 働きながら子育てができる環境整備を進める企業を支援

・中小企業に対して、仕事と家庭生活との両立が可能な環境を整備するための社内ルールづくりや育児休業者の代替要員の確保に要する経費等を1,675社に助成(平成22年度末見込み)

- ◇ 「東京しごとの日」事業を実施

・ワーク・ライフ・バランス推進のため、家族の職場訪問を実施(都を含む52団体・約12,500人が参加)するとともに、啓発イベントを開催し、約5,000人が来場



職場訪問の様子  
(写真提供) 株式会社キャリアライズ

3年後の到達目標

- 保育サービス利用児童数を35,000人増加(平成22~26年度)
- 子ども家庭総合センター(仮称)を開設(平成24年度)
- 働き方を変える先駆的な取組(8事業)の成果を普及(平成22~24年度)

3か年の主要事業の展開

都市型保育サービス等の拡充

- 区市町村が地域の実情に合わせて行う保育サービスの整備を柔軟に支援
- ・待機児童の約9割を占める0~2歳児の定員拡大につながる取組を重点的に支援
- 保育サービスを支える人材の確保
- ・保育士資格を有しながら保育所で働いていない人材を活用するため、多様な支援を実施
- 都型学童クラブ事業を推進するなど、登録児童数を20,000人増加(平成22~26年度)
- ・開所時間の延長や保育士等の有資格者の配置を基本とする都型学童クラブ事業等を推進

都型学童クラブ事業の概要

区分	都型学童クラブ	国ガイドライン
開所時間	○ 早朝から夜遅くまで	○ 地域の実情を考慮
職員体制	○ 2人以上の放課後児童指導員を常駐	○ 放課後児童指導員を配置

仕事と家庭生活の両立を推進

- 他企業のモデルとなるような先駆的な取組を支援し、成果を広く発信



企業の取組例  
・多様な働き方を実現するための在宅勤務の導入  
・取引先や業界団体に対する年度末の業務集中緩和の働き掛け など

- 保育サービス付きの職業訓練を提供し、子育て中の求職者の就業を支援

安心して産み育てられる環境づくり

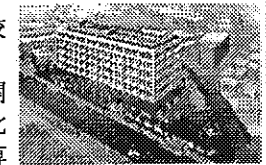
- 妊娠・出産や子供の健やかな成長を支える医療の確保
- 大都市にふさわしい子育て支援住宅の供給を支援
- ・子供の転落防止対策などの安全確保や保育施設との併設等にも配慮した良質な民間賃貸住宅を300戸モデル供給(平成22~24年度)
- ・モデル供給した住宅を評価し、子育て世帯向け賃貸住宅のガイドライン等を取りまとめ、区市町村や民間事業者の取組を誘導

施策のポイント

- 子育て家庭が選択できるサービスを、質・量ともに大幅に拡充するための施策を集中的に実施

すべての子育て家庭への支援を強化

- 子供家庭支援センターの機能を強化
- ・区市町村が設置する先駆型子供家庭支援センターに、虐待対策コーディネーターを配置して学校や医療機関等との連携を強化するとともに、虐待対策ワーカーを増配置して、児童虐待防止の強化やきめ細かな支援を実施
- 子ども家庭総合センター(仮称)を拠点とした子供と家庭への総合的・一体的な支援体制を構築
- ・児童虐待や非行、不登校等に対応する福祉保健・警察・教育の各相談機関を一本化し、連携を強化することで相談機能の専門性を向上



完成イメージ(平成24年度開設)

## 都市の多様なニーズに対応した保育サービス等の拡充

事業名	認証保育所事業	都型学童クラブ事業
趣 旨	大都市の多様な保育ニーズに対応するため、都独自の基準を持つ認証保育所の設置を促進	延長保育の実施や職員の配置など、都市型の利用者ニーズに対応したサービス向上
概 要	運営費補助、整備費補助	運営費補助
	<p>○運営費補助 定員と年齢に応じて、国の保育単価を準用した単価に在籍児童数をかけた金額のうち1/2を都は単独補助</p> <p>○整備費補助（開設準備経費等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駅前開設または市町村長が認めるもので、認証保育所 A 型の開設に必要な改修経費等を都は1/2単独補助</li> <li>・認可基準を満たす認証保育所が新設かつ賃貸の場合については、国から交付された子育て支援対策臨時特例交付金により造成された「安心こども基金」により改修経費等（建物賃借料及び礼金を含む）の2/3を補助</li> </ul>	<p>①平日及び土曜日の19時以降まで開所すること、②2名以上の放課後児童相談員の配置を要件とし、要件を満たす学童クラブに対し運営費の補助を行う。</p> <p>児童数に応じて算出した額の1/2を都は単独補助</p>
実施主体	区市町村	区市町村
予算※1	2,798 百万円 (基金繰入金 120 百万円)	1,102 百万円

※1 予算は、平成23年度東京都予算（案）「平成23年度主要事業」（平成22年12月）より作成

## これからの子ども・子育て支援施策に関する提言（一部抜粋）

### 子ども・子育て支援施策の基本的な考え方

#### 都道府県の役割

サービス給付の実施主体は市町村が中心となって担い、都道府県は、市町村間の広域調整や専門性・先進性が必要な取組等に役割を果たす制度とすること。

地域の実情に応じたサービス給付の実施は、住民に身近な市町村が担うことが適切である。一方、市町村が責任を持って確実にサービスを提供するには、サービス水準の確保といった観点から、都道府県が、市町村の業務に関する広域調整や専門性・先進性が必要な取組など、市町村におけるサービス給付の円滑な運営のために必要な支援を行うことが不可欠である。

また、子ども・子育て支援施策のうち、都道府県が主体となって行う事業においても、その役割を果たすことが求められている。このような、子ども・子育て支援において都道府県が持つ役割の重要性を踏まえた上で、具体的な制度設計を行うこと。

#### ○都道府県の取組例

##### （広域調整の例）

- ・ 保育所の広域入所に係る調整
  - ・ 病児・病後児保育に係る調整
  - ・ 社会的養護の体制整備・自立支援の強化
  - ・ 小児救急医療体制の整備
- など

##### （専門性の例）

- ・ 周産期医療情報システムの整備
  - ・ 不妊専門相談センターの運営
  - ・ 社会的養護の充実
  - ・ 市町村の児童相談の専門的、技術的支援
  - ・ 障がい児童に関する専門的療育相談・指導・支援
- など

##### （人材育成の例）

- ・ サービス給付を担う人材の養成
  - ・ 地域の子育て支援団体リーダーの養成
- など

##### （先導的事業の例）

- ・ 子育て支援に取り組む企業への支援、顕彰
  - ・ 企業等と連携した子育て家庭への優待
- など

全国知事会議（7月12・13日）資料より

# 第1次一括法の概要

(「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」)

## 1. 改正内容

地方分権改革推進計画(H21.12.15 閣議決定)を踏まえ、関係法律の整備(42法律)を行う。

### ○ 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大(41法律)

地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、義務付け・枠付けを見直し

【例】

#### (1)施設・公物設置管理の基準

- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の条例委任
- ・公営住宅の整備基準及び収入基準の条例委任
- ・道路の構造の技術的基準の条例委任

#### (3)計画等の策定及びその手続

- ・中心市街地活性化基本計画の内容の一部の例示化

#### (2)協議、同意、許可・認可・承認

- ・市町村立幼稚園の設置廃止等に係る都道府県教育委員会の認可を届出へ
- ・都道府県の三大都市圏等大都市等における都市計画決定に係る大臣同意協議の廃止

- ※1 政府は、施行の状況等を勘案し、児童福祉法等に規定する基準等の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- ※2 政府は、地方分権改革推進委員会による勧告において、地方公共団体に対する自治事務の処理又はその方法の義務付けに関し、具体的に講ずべき措置が提示された事項及び見直し措置を講ずべきものとされた事項のうち、この法律において措置が講じられていないものについて、できるだけ速やかに、当該勧告に即した措置を講ずるものとする。

### ○ 内閣府の所掌事務(改革(※)推進のための基本的政策に関する企画・立案、基本的政策に関する施策の実施を推進)の追加(内閣府設置法)

- ※ 日本国憲法の国民主権の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革

## 2. 施行期日

- ①直ちに施行できるもの → 公布の日(平成23年5月2日)
- ②政省令等の整備が必要なもの → 公布の日から起算して3月を経過した日(平成23年8月2日)
- ③地方自治体の条例や体制整備が必要なもの → 平成24年4月1日

等

## 出先機関原則廃止に向けた検討の状況

第2回アクションプラン推進委員会(7/1)及び第12回地域主権戦略会議(7/7)が開催され、国から以下の考え方が示された。

### 1. 直轄国道・直轄河川

- バイパス現道など協議の熟度の高い国道・河川から、国土交通省と都道府県で個別の協議を進めたい。
- 移管のための財源のあり方や条件がすべて成就しなければ、移管に向けた案件が進まないということではない。
- 財源措置の取扱いは、移管対象案件が見えてきたら移管協議と並行して検討する。

\* アクションプラン推進委員会では、片山大臣から「財源移管は、直轄国道のグレードを踏まえた加算をした上で、地方交付税措置するのが最も簡単」との発言があった。

### 2. ハローワーク

- アクションプランの具体化に向けて41都道府県から提案があり、このうち
  - ①国と地方の「一体的実施」の提案(5道県)は、厚生労働省と都道府県で協議を開始。
  - ②ハローワーク移管を含む特区提案は、対処方針について調整中。

\* アクションプラン推進委員会では、「41もの特区提案が出てくることは想定外だった」として、②の特区提案を認めることに否定的な姿勢が示された。

### 3. 共通課題

- 府省の自己仕分けで地方移譲とした事務(48事務)から移譲に着手したい。

\* アクションプラン推進委員会で、地方から「地方の自由度を高める事務を移管すべき」と主張したところ、「そのような事務を示されたい」との依頼があった。

今後、全国知事会報告書「国の出先機関原則廃止に向けて」の最重点分野、重点分野を踏まえて国に示していきたい。

### 4. 広域的实施体制

- 広域的实施体制の制度骨子が示され、移譲対象機関等については9月に中間報告、12月に閣議決定との工程が示された。

\* アクションプラン推進委員会で、機関の移管を求める関西、九州及び沖縄県の代表と各府省政務官との間で意見交換が行われた。

# 出先機関の原則廃止に向けて

平成23年7月7日  
第12回地域主権戦略会議  
上田構成員提出資料

## 1. 直轄国道・直轄河川チーム

### 1. 移管に伴う財源措置等のルールについて早急に議論を開始すべき

- ・財源移管の具体的枠組みを明示することが大前提。早急にチームで議論を開始すべき。
- ・財源措置に当たっては、財源移譲がしっかり目に見えるよう「交付金」として措置すべき。

### 2. 「原則移管」である県内完結区間は、できる限り速やかに移管すべき

- ・財源移管の基本ルールを固めた上で、まずはやる気のある自治体からモデル的に移管を進めることも有効。
- ・その際も権限・財源の一体的移管が原則。バイパス現道等も財源と一体的に移管すること。

## 2. ハローワークチーム

### 1. アクション・プランの「特区」には移管を求める提案も当然含まれる

- ・真に成果と課題を検証するのであれば、ハローワークを実験的に地方移管し国の運営と比較することが不可欠。
- ・第10回地域主権戦略会議でも「特区提案は地方移管も含むこと」「国は提案を誠実に受け入れること」を確認。

### 2. 移管を含む特区提案について、ハローワークチームで速やかに検討を開始すべき

- ・規制緩和を進めるための構造改革特区制度と、出先機関の原則廃止を目指すアクション・プランでは、審査の観点も異なる。

〔 ※ 埼玉県は平成22年度にハローワーク事務の移管を求める構造改革特区提案を行ったが、  
国は「特区として対応できない」と回答。 〕

- ・ハローワークの地方移管は、政権がマニフェストで国民に約束した地域主権改革を実現する観点から、地域主権戦略会議でしっかりグリップして進めていくべき。

### 3. 共通課題チーム

#### 1. 「A-a」事務を移管しても出先機関廃止や地方の自由度向上につながらない

- ・「A-a」事務を「速やかに着手する事務」として整理するのは二つの面で問題がある。

- ①量的に不十分：出先機関事務全体の2割足らず → 出先機関の廃止には結びつかない
- ②内容が不十分：提示されている事務の多くは下記に該当し、移管のメリットはほとんどない
  - i 国に権限を残す「並行権限」を前提としている
    - 〔 経済産業局は9事務中7事務で並行権限を設定。例えば一つの県内で完結するガソリン販売業者への立入検査権限を国にも残している → 事業者の活動範囲に応じて国と地方で明確に役割分担をすべき 〕
  - ii 地方に移管されていない事務の付随事務のため、実体がない
    - 〔 地方整備局の9事務は全て直轄事業(国道の改築など)に付随する「入札、契約、土地収用」等の事務。直轄事業そのものが移管されない限り、事務移譲の実体がない 〕

#### 2. 地方が強く求めている事務を踏まえ、「速やかに移管する事務」を議論すべき

- ・重要度の低い事務から協議を開始すると、本当に地方が求めている事務の移管協議までたどり着かない。
- ・地方が求めているのは、①地方の自由度を高め、②二重行政の解消や出先機関の廃止につながるもの。
- ・これらの事務移管を議論の中心に据えて、「速やかに移管する事務」の検討をスタートすべき。

地方が重点的に移管を求めている事務(平成22年7月全国知事会報告書「国の出先機関の原則廃止に向けて」より)

	機関名	具体的な事務の例
最重点分野	都道府県労働局	ハローワーク
	地方整備局	直轄国道・直轄河川
重点分野	地方農政局	地域農業に対する支援、農地転用の許可など
	経済産業局	中小企業・ベンチャー支援、産学官連携の推進など
	地方厚生局	医療法人、社会福祉法人等への指導・監督など
	地方運輸局	バス・タクシー・トラック事業者、鉄道事業者許認可など
	地方環境事務所	地球温暖化防止対策など



## 「社会保障・税一体改革成案」について

平成23年7月12日  
全国知事会

平成23年6月30日に政府・与党社会保障改革検討本部において決定された「社会保障・税一体改革成案」は、6月13日に開催された「国と地方の協議の場」などにおける議論を通して大幅に修正され、原案に比べて地方の意見が一定程度反映されたものとなった。

しかしながら、当初より地方自治体を委員から排除し、かつ、十分な意見陳述の機会を与えず、国の制度のみを取り上げた非常に一方的な原案を提示した異例の対応には強く抗議する。今後はこのようなことがないように改めて強く申し入れる。

また、「成案」には、その解釈と個別分野における具体的な改革の方向について曖昧な点が多く残されており、これらを明確にしていく必要がある。

そもそも、「社会保障・税一体改革」が国民の理解を得るためには、総合的な社会保障の全体像を国民に明確に示していくことが何より必要であり、国と地方は全力を挙げて取り組むべきである。そのため、国と地方のそれぞれが担う社会保障サービスの内容を精査しながら、住民視点からの社会保障のあり方について真摯な協議を行い、財源論をその上で行うべきである。その面から言えば、今回の「成案」は、あくまで議論のスタートである。

今後とも、分科会を含めた「国と地方の協議の場」という国民に開かれた場において、継続的かつ実質的な協議を行うことで、様々な課題を解決していく。まずは分科会をすみやかに設置し、社会保障と税に関する協議を早急に開始することを強く求める。

全国知事会議（7月12日・13日）資料より

地方税財源の確保・充実等に関する提言（一部抜粋）  
—当面の課題を中心に—

平成23年7月13日  
全国知事会  
(地方税財政特別委員会)

## I 地方分権改革の実現に不可欠な地方税財源の確保・充実

地域主権戦略大綱においては、「地方税財源の充実確保」が1つの柱と位置づけられ、「地域主権改革を推進し、国の役割を限定して、地方に大幅に事務事業の権限を移譲する。国と地方の役割分担を踏まえるとともに、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から国・地方間の税財源の配分のあり方を見直す」ことが明記された。また、平成23年度税制改正大綱においては「地域主権改革を進めていく観点から、地方税を充実することが重要」であり、「社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築します」とされたところである。

子育て支援・少子化対策や高齢者福祉の充実、地域経済の活性化など地方の増大する役割に対応し、地方分権改革を実現するためには、地方が自由に使える財源を拡充することが不可欠であり、国・地方間の税財源の配分のあり方を見直すべきである。

また、地域主権戦略大綱や出先機関改革に関する「アクション・プラン」に沿って、出先機関等の事務・権限の移譲を具体化する際には、それに伴い必要となる地方の税財源を一体として移譲することが必要不可欠である。

## II 税制抜本改革の推進

### 1 社会保障と税の一体改革

昨年からの検討が重ねられていた社会保障と税の一体改革については、6月30日に「社会保障・税一体改革成案」（以下「成案」という。）がとりまとめられた。議論の過程においては、地方の代表を集中検討会議に参画させることなく、また、十分な意見陳述の機会も与えないという重大な問題があったが、「国と地方の協議の場」における地方六団体の意見表明などを通じて原案が大幅に修正され、地方の意見が一定程度反映されたものとなった。

全国知事会は、厳しい日本の財政状況や急速に進む少子高齢化の中で、経済状況の好転を前提に消費税・地方消費税の引き上げを含む抜本的な税制改革が不可欠であることを既に2年以上にわたって訴え続けてきたところであり、改革の推進を支持するものである。

成案はあくまで議論のスタートであり、今後、「国と地方の協議の場に関する法律」に基づく分科会を設置して国と地方が協議を重ね、その成果に基づいて相互に協力し、国民

が将来に不安を感じる事のない社会保障制度の構築とその財源の安定確保に努める必要がある。

具体的な検討にあたっては、以下の点を踏まえるべきである。

(1) 成案は、「まずは、2010年代半ばまでに段階的に消費税率（国・地方）を10%まで引き上げ」、引き上げ分の消費税込については、「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費」（社会保障四経費）に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分を行うとしており、今後も利用者の増加が見込まれる障害福祉サービス等については、財源確保の見通しが明らかではない。社会保障四経費に限らず、社会保障制度全体をとらえ、その安定財源確保に向けた議論を行うべきである。

(2) また、成案では、地方の意見をふまえ、「地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理」した上で、「地方単独事業に関して、必要な安定財源が確保できるよう、地方税制の改革などを行う」とされたところである。地方単独事業の整理にあたっては、国費に関連する「社会保障給付」の範囲を明らかにした上で、法令に基づき実施している事業や全国的に普及・定着しているとして過去に一般財源化された事業はもとより、乳幼児医療費助成や障害者医療費助成のように住民の声を踏まえて地方が率先して取り組んだ事業であって現在では全国的に広く行われているものも対象とすべきである。その際、住民に社会保障サービスを提供するために必要な人件費を「官の肥大化」にあたることとして対象外にすることは適当でない。

(3) なお、現行の地方消費税の税率や消費税に係る交付税率は、料飲税や電気税などの地方税の廃止や所得税減税等による交付税の減収を踏まえ、その水準が決定された経緯があり、地方の意見をふまえて成案に記されたように、現行分の消費税（国・地方）については「国・地方の配分と地方分の基本的枠組みを変更しないことを前提」として検討を進めるべきである。

(4) 成案では、消費税率（国・地方）の引上げを含む税制抜本改革については、経済状況の好転が条件であり、また、不断の行政改革等を推進することにより国民の理解を得ながら進めるとしている。現下の日本経済は、東日本大震災の影響により厳しい状況にあり、円高・デフレの影響や、雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることにも注意が必要である。東日本大震災の復興事業に速やかに着手するとともに、成長戦略を実行することを通じて経済を本格的な成長軌道に乗せた上で税制抜本改革を断行するという道筋に沿って、総合的に経済財政施策を展開すべきである。

(5) 地方法人特別税は、あくまで暫定的な措置として導入されたものであり、税制抜本改革による地方消費税の引上げ等により、地域間の偏在性が少なく安定性の高い地方税

体系の確立が図られる際には、それに対応して、その廃止等を図ることを基本として検討すべきである。

(6) 消費税、地方消費税の引上げを行う際には、低所得者層ほど税負担が重くなる「逆進性」が高まるとの指摘があることなども踏まえて、十分な配慮が必要である。

なお、社会保障給付の適切な実施の前提となる社会保障・税番号制度は、国家的な情報基盤であり、適切な個人情報保護方策を講じた上で、原則として国の負担により整備を進めるべきである。

(7) 成案を議論のスタートとして、社会保障制度や税制度の具体的な制度設計について検討を行うにあたっては、地方の意見を的確に反映し、運営の実態を踏まえた効果的な制度を実現するよう、「国と地方の協議の場に関する法律」に基づく分科会を設置して実効性のある議論を行う必要がある。

#### **IV 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保**

##### **1 一般財源総額確保の方針堅持**

偏在性の少ない地方税体系の構築を目指したとしても、地域間の財政力格差を解消することはできず、地方税源の充実に伴い地方交付税の役割は一層重要なものとなる。

平成23年度においては「財政運営戦略」で示された「交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、平成23年度から平成25年度において、平成22年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」との方針の下、地方交付税総額について前年度を0.5兆円上回る17.4兆円を確保するとともに、地方一般財源総額について前年度を0.1兆円上回る59.5兆円を確保するなど、地方の社会保障関係経費の増嵩などに対応するために最低限必要となる財源が確保された。しかしながら、社会保障関係経費が増加する中で一般行政経費（単独）は前年度並みとされ、投資的経費（単独）は削減されるなど、地方独自の歳出は抑制されている。

平成24年度においても、前年度の水準を実質的に下回らない地方一般財源総額を確保するとの方針を堅持し、東日本大震災の復興財源は別枠扱いとした上で、東日本大震災により地方税収の低迷等が見込まれる中であって、高齢化等の進展に伴い毎年度7,000～8,000億円程度増嵩する地方の社会保障関係経費の財源を含め、必要な地方一般財源総額を確保すべきである。

なお、臨時財政対策債については、その償還額が累増していることを踏まえ、発行額の縮減に努めるとともに償還財源を確実に確保すべきである。

##### **2 現下の経済状況を踏まえた適切な対応**

政府は、「財政運営戦略」において、国・地方のプライマリー・バランス（基礎的財政

収支)について、赤字の対GDP比を当初5年間で半減するといった目標を掲げ、財政の健全化を図ることとしている。

国・地方のプライマリー・バランス赤字は平成19年度まで年々縮小し、均衡に近づいていたが、世界同時不況の影響により大幅に拡大し、平成23年度は平成19年度と比べて約21兆円赤字が拡大している。この間、国税及び地方税(地方譲与税を含む。)収入が合わせて約18兆円減少しており、財政健全化のためには経済の安定成長が不可欠なことが明らかとなっている。

このような中、世界同時不況から脱するため平成21年度第1次補正予算等で創設した基金の多くが平成23年度をもって期限を迎え、加えて東日本大震災の復興財源確保のため公共事業費等が更に削減されることとなれば、脆弱な地域経済に甚大な影響が生じ、財政健全化の目標達成が困難になるおそれが高い。

被災地の復興を支えるためには経済の回復の足取りを確かなものとする必要があり、そのためにも、経済成長を促進するための政策を積極的に推進するとともに、東日本大震災を教訓とする地域の防災対策事業や災害に強い国土構造を実現するための社会資本整備を着実に進めなければならない。

また、現在基金を財源として実施している妊婦健診の無料化など、本来臨時的な対応でなく恒常的に実施すべきものについては、基金事業終了後も引き続き実施できるよう必要な財政措置を講じるとともに、基金事業の進捗状況に応じ必要なものは期間を延長し、地方自治体の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、更なる要件の見直しを行うべきである。

なお、平成19年度を起点として見ると国の一般歳出が7.1兆円増加したのに対し、地方の一般歳出の増加は1.1兆円にとどまっている。地方は職員数削減など行政改革を断行し、国を大幅に上回る歳出削減努力を重ねてプライマリー・バランスの改善に努めているところであり、国と地方のプライマリー・バランスの比較に基づき地方の財政に余裕があるとの評価は全く当を得ないことを指摘しておく。

## V 課税自主権の活用

課税自主権は、憲法によって保障された極めて重要な権利であり、厳しい地方財政事情を踏まえて、独自の財源確保や地域における特定政策実現のため、その積極的な活用が求められる。

政府が掲げる地域主権型の国づくりを進めていく上で、自治体運営の自由度をより一層高めていく必要があり、地域の特色、事情等を踏まえた地方団体の創意工夫を活かすためにも、住民の理解を得ながら、課税自主権のさらなる活用、拡充に取り組むべきである。

他方、課税自主権の発揮によって地方税源を量的に拡充することには、国・地方を通じ主要な税源が法定税目とされていることから自ずと限界があり、例えば地方の社会保障財源など歳出の基本を賄う手段としてはふさわしくないことに留意する必要がある。